

大口町告示第79号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように町道の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

平成28年4月22日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域決定

路線 番号	路線名	区 間	敷地幅員	延長
1602	大屋敷 102 号線	大屋敷二丁目 62 番地先から 大屋敷一丁目 126 番地先まで	3.3~8.5m	192.1m
1599	大屋敷 103 号線	大屋敷一丁目 143 番地先から 大屋敷一丁目 145 番地先まで	5.0m	22.5m